

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と最前線で対峙する

医療・介護現場からの緊急要請書（第2次）

2020年5月28日

医療団体連絡会議（医団連）

全国保険医団体連合会	会長	住江 憲勇
全日本民主医療機関連合会	会長	増田 剛
日本医療福祉生活協同組合連合会	会長理事	高橋 淳
新医協（新日本医師協会）	会長	今田 隆一
日本医療労働組合連合会	委員長	森田しのぶ

（公印省略）

新型コロナウイルス感染対策にご尽力いただいていることに対し敬意を表します。

私たちは、民間の医療機関、介護事業所、鍼灸院、医師・歯科医師、医療・介護の労働組合などで組織する団体の連絡会です。4月27日には、医療・介護現場からの緊急要請書を自見英子厚生労働大臣政務官に手渡し、政府の対応を求めてまいりました。この間政府も二度にわたる補正予算の中で、私たちの要請にも配慮いただき、対応していただいておりますが、残念ながら医療機関や介護施設の差し迫った経営危機が回避できる状況には至っておりません。COVID-19対応に直面し、昼夜を分かたず奮闘を続けている医療機関や介護施設などが未曾有の経営危機に直面しています。国民総出で感染症の克服に向かっているときに、その最前線にある医療機関や介護施設が崩壊してしまう事態は何としても避けなければなりません。国及び自治体からのさらなる強力な経済支援が緊急に必要な事態が続いています。そのような認識を共有していただき、医療・介護現場からの緊急要請を再度お伝えしますので、速やかにご対応いただくことを切望します。

1. すべての医療機関、歯科・介護・保険薬局などの事業所を対象に、前年同月の請求実績に基づいた診療報酬・介護報酬の概算払いを、4月請求分以降当面の間実施し、減収分を補填すること。
2. 鍼灸院など保険外診療の事業所についても、前年実績に基づいた収益を補填すること。
3. 自治体健診等の再開にあたり求められる感染対策に関わる費用負担への援助を行うこと。
また、国民の疾病予防・健康維持の観点からも、健康診断の受診を促すこと。
4. 福祉医療機構の長期運転資金融資の限度額や返済猶予期間の拡大を行うこと。

以上